

# 低入札対策の強化について

低入札工事では、工事の品質低下、安全対策の不徹底、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化が懸念されることから、適正な工事の履行を確保するため、**平成22年4月1日から低入札対策を下記のとおり強化**します。

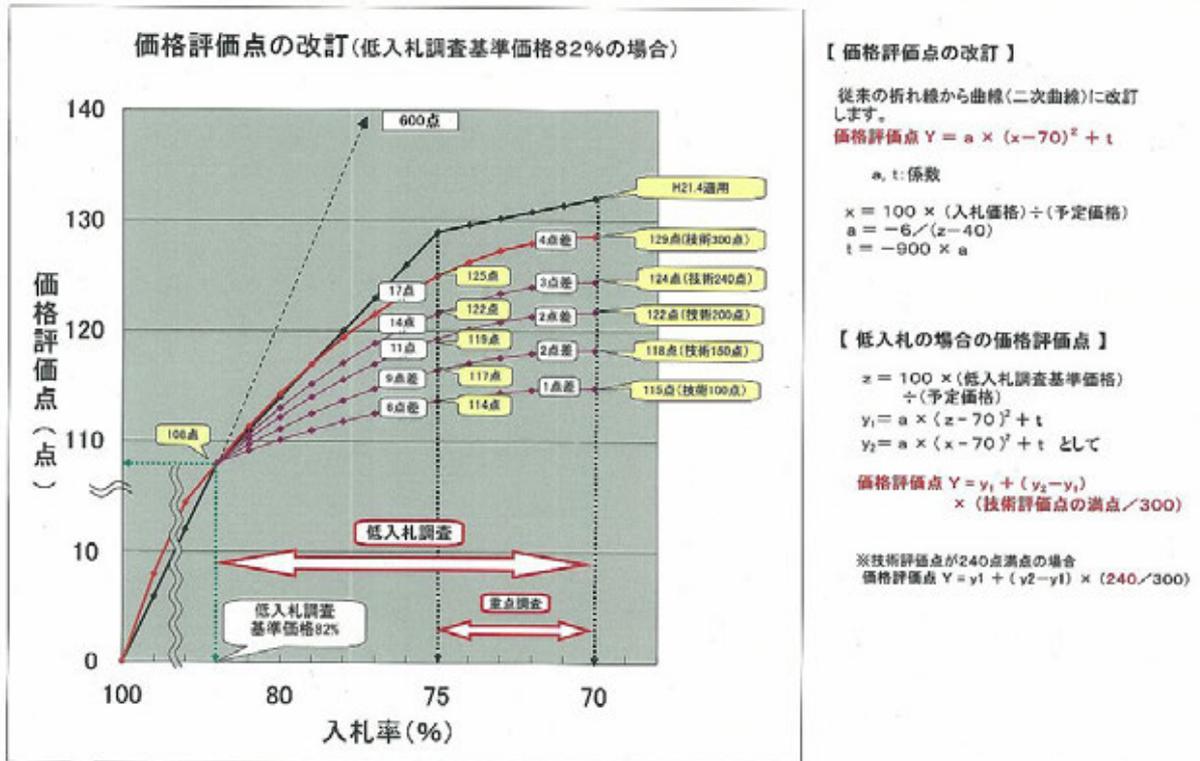
平成 22 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 4 月 1 日以降
<p style="text-align: center;"><b>【発注段階】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合評価の価格評価点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札を考慮した価格評価点算定式</li> </ul> </li> <li>○低入札価格調査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積内訳書に記載された数量・単価・金額に不整合がないこと</li> <li>・75%以下の場合、重点調査を実施。</li> </ul> </li> <li>○失格基準の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般土木工事・建築工事に設定</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【発注段階】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合評価の価格評価点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>価格評価点算定式の改訂</b></li> </ul> </li> <li>○低入札価格調査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積内訳書の<b>違算は認めない</b></li> <li>・75%以下の重点調査は<b>国土交通省の特別重点調査に準拠し厳格化</b></li> </ul> </li> <li>○失格基準の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>全ての工種に設定</b></li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>【契約段階】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約保証金の増額 (通常 1 割以上→3 割以上)</li> <li>○前払金の減額 (通常 4 割以内→1 割以内)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【契約段階】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約保証金の増額 (通常 1 割以上→3 割以上)</li> <li>○前払金の減額 (通常 4 割以内→1 割以内)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>【施工段階】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場配置専任技術者の追加配置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的恒常的雇用(3ヶ月雇用不要)</li> <li>・主任技術者としての資格 (監理技術者の要件や入札参加資格における施工実績等は求めない)</li> <li>・主任(監理)技術者・現場代理人の兼務可能</li> </ul> </li> <li>○重点監督の実施</li> <li>○工事实態調査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が必要と判断した場合実施</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【施工段階】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場配置技術者・現場代理人の規定を強化 (追加配置の担当技術者)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的恒常的雇用(3ヶ月雇用<b>必要</b>)</li> <li>・<b>入札参加条件としての資格・実績を有するものを追加で専任配置。</b></li> </ul> </li> <li>○重点監督の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任(監理)技術者・現場代理人の<b>兼務不可</b></li> </ul> </li> <li>○重点監督の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工状況立会状況の変更</li> </ul> </li> <li>○工事实態調査の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約額が<b>重点調査基準価格以下の場合</b>、工事实態調査(コスト調査)を実施し、低入札価格調査の<b>内容に基づいた施工</b>が実施されているか<b>確認</b>する。 工事实態調査の結果内容と入札時の低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、<b>不正・不誠実な行為</b>とみなし<b>資格停止措置</b>を講ずることがある。</li> </ul> </li> </ul>

※詳細については、三重県のホームページ『建設業のための広場』の「三重県低入札価格調査実施要綱」に掲載いたします。

## 発注段階における低入札対策

### 1. 総合評価の価格評価点の改訂について

価格評価点の算定式を、従来の直線式から二次曲線式に改訂します。



### 2. 見積内訳書の判断基準について

- (1) 設計内訳表、明細表、単価表に記載された数量が、発注者が明示した数量を満足していること。
- (2) 設計内訳表、明細表に記載された、単価、金額の整合がとれていること。  
 (違算は認めません。ただし、金額に影響のない誤記はこの限りでない)  
 重点調査の場合は、単価表、施工単価表、運転単価表についても同様とします。

### 3. 低入札価格調査（重点調査）の厳格化について

低入札価格調査（重点調査）[以降：重点調査]について、**国土交通省が実施している特別重点調査に準拠**して、その調査方法及び内容を見直し、**厳格化**を図ります。

( 1 ) 調査方法及び調査内容の見直し方針

- ・調査内容（様式）について、より**詳細な調査**を実施します。
- ・「計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものであり、かつ、現実的なもので無ければならないもの」とします。
- ・調査の方法は、ヒアリング調査や見積書提出に加え、**労務費ではその者の賃金台帳の写し、資材価格では、購入予定業者におけるその価格での取引実績を示す契約書の写し等、添付書類の提出**を求めます。

例) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3ヶ月以内に支払った実績のある賃金額以上であるか等、合理的かつ現実的であるか確認します。

資材購入で購入予定業者の取引実績（過去1年以内）で、単価などの金額の合理的かつ現実性を確認します。

( 2 ) 入札時における重点調査資料（様式）の提出義務付け

- ・予定価格の75%以下で入札をしようとする者については、**入札時に低入札調査の資料（重点調査様式1（「当該価格で入札した工事が施工できる理由」）の提出**を義務付け、提出が無い場合は、**入札を無効**とします。

( 3 ) 落札候補者となった場合（詳細な調査の実施）

- ・予定価格の75%以下で入札した者が落札候補者となった場合は、**3日以内に重点調査に係る各様式及び添付書類の提出**を求め、速やかに調査を開始します。

## 4. 失格基準の適用工種の拡大について

基本的判断基準を、全ての工種において予定価格の 70% とします。  
見積内訳書の判断基準を、全ての工種で設定します。

### H22.3まで

#### 【基本的判断基準】

適用は一般土木工事、建築工事

予定価格の 70% を下回った場合失格

#### 【見積内訳書の判断基準】

適用は一般土木工事、建築工事

直接工事費	75%	(一般土木工事)
	73.5%	(建築工事)
共通仮設費	70%	
現場管理費	60%	
一般管理費	30%	

いずれかを  
下回った場合失格

鋼橋製作・架設工、機械設備製作・据付工、電気通信設備工、下水道機械設備工事、下水道電気・通信工事等については適用しない。

### H22.4から

#### 【基本的判断基準】

適用は全ての工種

予定価格の 70% を下回った場合失格

#### 【見積内訳書の判断基準】

適用は一般土木工事、建築工事、鋼橋製作・架設工、機械設備製作・据付工

直接工事費	75%	( <u>建築工事以外</u> )
	73.5%	(建築工事)
共通仮設費	70%	
現場管理費	70%	
一般管理費等	30%	

いずれかを  
下回った場合失格

#### 電気・通信設備工

機器単体費	69%
直接工事費	75%
共通仮設費	70%
現場管理費	
(機器間接費含む)	70%
一般管理費等	30%

いずれかを  
下回った場合失格

なお、低入札対策の詳細については、三重県のホームページ『建設業のための広場』に掲載する「三重県低入札価格調査実施要領」「三重県低入札価格調査マニュアル」を参照してください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.mie.jp/kengyo/hp/index.htm>